

○つくば市議会報編集要項

平成 16 年 2 月 26 日議会報編集委員会承認
平成 16 年 2 月 27 日決裁
平成 30 年 11 月 5 日議会報編集委員会承認
平成 30 年 11 月 30 日決裁
令和 2 年 9 月 4 日議会報編集委員会承認
令和 2 年 9 月 4 日決裁
令和 8 年 月 日広報広聴委員会承認

1 目的

市民に対し、議会活動を周知するとともに、議会に対する市民意識の高揚を図り正しい理解と協力を得る。

2 編集の基本方針

客観性を保持し、政党に関することは掲載しない。

3 議会報の名称

議会報の名称は、「つくば市議会だより」とする。

4 紙面の規格

(1)判型 A4 判

(2)頁数 20 ページを原則とする。

(3)組方向 横書きを原則とする。ただし、記事の内容により柔軟に対応する。

(4)活字 14 級正体を原則とする。ただし、見出し等については、その記事の内容により対応する。

(5)紙質 再生紙マットコート (4/6 70 kg・古紙 100%、白色度 70%程度)

(6)インク 大豆油インキ

5 発行

(1)毎定例会議終了後、おおむね 60 日以内に発行する。

(2)議会報の単独発行とする。

(3)議会報は年 4 回以上発行する。

6 掲載事項

(1)定例会及び臨時会に関する事項

(会派代表質問、一般質問、議案質疑、決議、意見書)

会派代表質問及び一般質問は質問順で掲載する。

(2)常任委員会、特別委員会に関する事項

(3)請願・陳情に関する事項

(4)人事、表彰、その他必要と認める事項

7 掲載申出

(1)会派代表質問の掲載内容及び文字数は以下のとおりとし、会派代表者が議会報会派代表質問掲載申出書(様式第 1 号)により一般質問最終日の翌日までに議

長に申し出る。

ア 掲載内容 質問時間内に取り交わされた内容のうち2項目とする。質問事項が重複した場合は、会派間において調整し議会局に連絡する。資料として二次元コードを掲載する場合は、そのリンク先は行政機関のウェブサイト内に掲載されているページ（PDF等の電子文書を含む）に限定するものとし、その内容は質問時間内に取り交わされた内容に係るものに限ることとする。なお、その内容に疑義がある場合は、広報公聴委員会で判断するものとする。

イ 文字数 図1のとおりとする。

(2)一般質問の掲載内容及び文字数は以下のとおりとし、一般質問者が議会報一般質問掲載申出書（様式第2号）により一般質問最終日の翌日までに議長に申し出る。

ア 掲載内容 質問時間内に取り交わされた内容のうち1項目とする。その他の質問事項を掲載する場合は、通告書に記載のある質問事項を簡潔に記載する。質問事項が重複した場合は、当事者間において調整し議会局に連絡する。資料として二次元コードを掲載する場合は、そのリンク先は行政機関のウェブサイト内に掲載されているページ（PDF等の電子文書を含む）に限定するものとし、その内容は質問時間内に取り交わされた内容に係るものに限ることとする。なお、その内容に疑義がある場合は、広報公聴委員会で判断するものとする。

イ 文字数 図2のとおりとする。

8 配布範囲

議会報は市内全世帯、官公署、学校等に配布する。

付 則

この要項は、平成元年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、平成16年3月8日から施行する。

付 則

この要項は、平成31年2月1日から施行する。

付 則

この要項は、令和2年11月30日から施行する。

付 則

この要項は、令和8年 月 日から施行する。

図 1

写真・名前・会派 所属議員	
タイトル (21級正体・16字以内)	
本文 (12級正体・638字以内) ※質問、意見、要望の合計で210字以内。 ※イラスト・画像を挿入する場合は、本文の文字数を削減して対応する。	
タイトル (21級正体・16字以内)	
本文 (12級正体・638字以内) ※質問、意見、要望の合計で210字以内。 ※イラスト・画像を挿入する場合は、本文の文字数を削減して対応する。	

図 2

写真・名前・会派	
タイトル (21級正体・16字以内)	
本文 (12級正体・667字以内) ※質問、意見、要望の合計で210字以内。 ※イラスト・画像を挿入する場合は、本文の文字数を削減して対応する。	

